

臨時会提出予定案件資料

	ページ
1 令和 3 (2021) 年度補正予算概要	1
2 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子	2 ～ 3

1 令和3(2021)年度補正予算概要

国民健康保険事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
繰 入 金	11,695	一般会計繰入金増 11,695
補正後予算額	27,741,884	

[歳出]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
総 務 費	11,695	賦課徴収費増 11,695
補正後予算額	27,741,884	

2 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い規定を整備し、および新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等について、令和3年度分の保険料等に係る減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

①新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う規定の整備 (附則第2条の2第1項)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

②保険料の減免対象となる年度の見直し（附則第7条）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る保険料の減免対象となる年度を令和2年度分および令和3年度分（ただし令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限があるものに限る）とする。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

函館市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第2条の2 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>以下同じ。）に感染したときまたは発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。 2～5 略 （新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例） 第7条 当分の間、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により第24条第1項第1号に掲げる者に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料（<u>令和元年度分および令和2年度分の保険料であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付（法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払の日）が存するもの（市長が別に定める保険料を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における第24条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</u>	附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第2条の2 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。</u>以下同じ。）に感染したときまたは発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。 2～5 略 （新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例） 第7条 当分の間、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により第24条第1項第1号に掲げる者に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料（<u>令和2年度分および令和3年度分の保険料であつて、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付（法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払の日）が存するもの（市長が別に定める保険料を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における第24条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</u>